

平成26年度補正予算 地域工場・中小企業等の省エネルギー設備導入補助金
(最新モデル省エネルギー機器等導入支援事業)

性能証明書発行申請受付けについてのご案内

平成27年3月16日から地域工場・中小企業等の省エネルギー設備導入補助金(以下「本補助金」という)の交付申請が始まります。

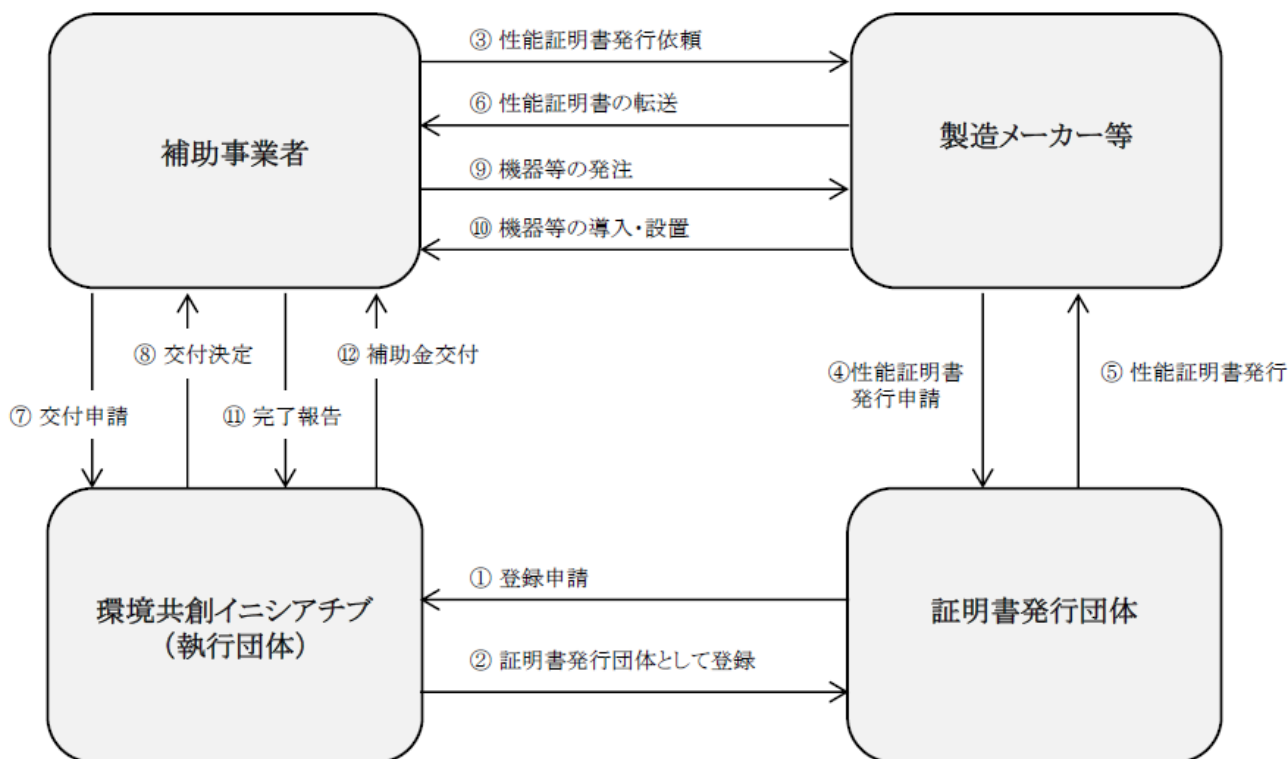
その中で最新モデルエネルギー機器等導入支援事業「A類型」(以下「本事業」という)において、交付申請時の提出書類の中に最新モデルかつ、一代前のモデルと比較して年平均1%以上の省エネ性能が確認できる機器等に対する『性能証明書』の提出が必要になります。

性能証明書の発行申請を行うには、当該機器等の省エネルギー性能や同一製造メーカー内の最新モデルと一代前のモデルを明示する必要がある為、製造メーカーで行うこととしています。ただし、性能証明書発行にあたり、省エネルギー性の証明も含めた正確な申請ができ、かつ当該機器等に係る一切の責任を負うことができると証明書発行団体が認めた場合に限り、代理店や関連会社等が機器などの製造メーカーに代わって申請することも認められています。

この度、弊社では対象となり得る最新モデル製品について性能証明書発行申請の受付けを行います。具体的な申請フローは以下に記しますのでご参照ください。尚、本補助金に関する執行団体は一般社団法人環境共創イニシアチブとなります。随時ホームページ上で最新情報が更新されますのでご確認をお願いいたします。

一般社団法人環境共創イニシアチブホームページ: <https://sii.or.jp/>

事業全体のスキーム



『性能証明書』発行申請フロー

1. 別紙の「最新モデル省エネルギー機器等導入支援事業向け 性能証明書発行依頼書」に必要な事項を正確にご記入いただき、FAXにて下記まで送信おねがいします。

○ **FAX: 03-6869-6607** ○

《ご記入必要事項》

- ① 販売店様名／販売店様ご担当者名／ご担当者様メールアドレスおよび連絡先
 - ② 補助事業を実施する事業者名
※補助対象となる機器等を導入・設置する事業を「補助事業」と呼び、その補助事業を実施する事業者を補助事業者と呼びます。
※補助事業者名を法人格から正しく入力してください。(株)等の省略は不可。省略せず、法人・商業登記簿謄本の記載と一致させてください。
※リースやESCOを利用する共同申請の場合は主申請者(機器等使用者)をご記入ください。
 - ③-1 申請事業所名(設置場所)
※機器等を導入・設置する事業所名を入力してください。
 - ③-2 申請事業所郵便番号
 - ③-3 申請事業所住所
※事業所の丁目・番地、建物名や部屋番号がある場合は必ずご記入ください。
※同一事業者による申請事業所が複数ある場合、事業所ごとに依頼書をご記入・送信してください。
 - ④ 導入する機器(製品)の型番／品名／数量／単位
※本事業対象となり得る製品は別紙をご参照ください。
 - ⑤ 発行済み性能証明書ご郵送先
2. 受領した性能証明書発行申請書に基づき、弊社から証明書発行団体へ必要書類を郵送にて提出し、性能証明書の交付申請を行います。
 3. 証明発行団体に申請後、製品が要件を満たしていることの要件審査が行われます。要件審査を満たしていた場合、性能証明書に証明書発行団体の押印(発行)されます。押印済みの製品証明書は、証明書発行団体から弊社に返送されます。
 4. 弊社に押印(発行)された性能証明書が届き次第、販売店様へ発行された旨のご報告をします。それと同時に押印された性能証明書を性能証明書発行申請書に記載された指定場所へご郵送します。

■その他ご注意事項

1. 補助金交付決定以前に着手(発注・契約)された事業については補助対象外となります。
2. **性能証明書の発行は、申請後の証明書発行団体による要件審査を経て発行可否が決定しますので、申請を行えば必ず発行できるものではありません。ご注意ください。**
3. 性能証明書は1事業所ごとに、かつ、機器等・型番ごとに取得することが必要となります。尚、複数事業所をまとめて一括申請する場合は同じ機器等・型番であっても事業所ごとに取得する必要があります。
4. 性能証明書発行依頼書の内容(型番・数量)と補助金申請時の内容が必ず一致する内容で依頼書を作成してください。
5. 同一の事業者は、本事業期間において原則1回のみ申請を行うことができます。
6. 本事業の補助金交付金額の上限は1.5億円、下限は50万円になります。
7. 弊社製品において、高天井LEDE26およびE39口金タイプおよびG13口金直管LED電源外付けタイプ・電源内蔵タイプは補助対象外となります。基本的に器具一体型が対象となります。Reachなど直管形LEDランプは取り外しが不能な器具付き灯具とセットでの申請となります。
8. 高天井LED吊下げタイプについては、照明器具として補助金対象となりますので、チェーン吊り器具とLED照明を一体化して納品する必要がある可能性があります。
9. 屋外で使用される照明器具の場合、事業所の建物に設置されるものについては対象となりますが、建物から離れたポールに設置される場合や、街灯、広告、看板に使われる場合は補助対象外となります。基本的に登記がなされている建物に付随するランプが対象となります。

以上

お問い合わせ

プライム・スター株式会社 法人営業部

本社：〒107-0052 東京都港区赤坂5-5-9 赤坂スバルビル7階

電話：03-6869-6606 FAX：03-6869-6607 www.primestar.co.jp